建設工事（特定建設作業）に対する

騒音・振動の規制について

尼崎市　環境保全課(R1.6.17)

＜着工前の注意事項＞

発注者及び施工業者は、次の事項に充分留意のうえ工事に着手してください。

１　工事計画の策定にあたっては、現場周辺の状況等（住宅・学校等）を調査のうえ、極力低騒音・低振動工法及び機械を採用してください。

２　工事現場の周辺住民に対し、あらかじめ工事の概要、作業時間、防音、防振対策等について説明するとともに、工事現場に工事予定期間等を掲示してください。

３　下請業者を使用して工事を施工する場合には、その作業内容を充分把握し、防音、防振対策等について指導してください。

４　機材の搬入、土砂石の運搬等のために大型車を運行する場合には、通行経路、通行時間を充分検討してください。

５　騒音・振動の発生状況を常時監視し、また周辺住民からの苦情に迅速かつ的確に対応できるような現場責任者を選任してください。

６　特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、現場責任者等の作業内容に熟知した者が特定建設作業開始の７日前までに届出書を持参してください。

７　届出を怠ったり虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合や報告・検査を拒む等これら法律や条例の規定に違反した者に対しては、罰則の適用があります。

【建築物等の解体・改修工事を行う場合】

※　特定建設作業に係わらず、**石綿使用の有無について事前に調査を実施し、その結果を解体等工事の場所に掲示をしてください**。（H26.6.1 大気汚染防止法、石綿障害予防規則）

※　**別途「特定工作物解体等工事実施届」等の届出が必要なもの**

１　建築物等の解体で、延床面積（解体建築物等のすべての合計）が、

（１）1000m^{2}以上の場合

（２）80m^{2}以上で、非飛散性石綿含有材料が使用されている場合

２　建築物等の解体・改修で、特定石綿含有材料が使用されている建築物等（面積要件なし）

※　建築物等の解体にあたっては、粉塵飛散防止、騒音の軽減のため、防塵・防音シートを設置するとともに、散水等の措置を講じてください。

特定建設作業の届出要領

騒音規制法・兵庫県条例・振動規制法における特定建設作業を施工する際は、次の要領で届出をしてください。

１　届出が必要な建設作業　　・・・表－１のとおり

２　届出該当作業及び規制基準一覧表　・・・表－２のとおり

３　届出手続

⑴　届出義務者･･････建設工事を施工する元請負業者

⑵　届出の期限･･････特定建設作業開始の７日前まで

（届出日と作業開始日は除きます。たとえば４月９日から作業を開始する場合には、４月１日までに届出をしてください。）

４／１	４／２	４／３	４／４	４／５	４／６	４／７	４／８	４／９
届出日	７日前	６日前	５日前	４日前	３日前	２日前	１日前	作　業 開始日

⑶ 実施の期間　　６ヶ月以内（作業が６ヶ月を超える場合は再度届出書を出してください。）

⑷ 届出用紙（別紙）････用紙は環境保全課にあります。又は､尼崎市のホームページからもダウンロードできます。

⑸ 届出書類

ア　特定建設作業実施届出書

イ　特定建設作業工程表

ウ　工事現場及び付近の見取図

エ　建設工事工程表（全工程表）

オ　建物の解体工事の場合は、その建物の外観写真

カ　掘削作業に伴う土砂の仮置をする場合は、その場所の付近見取図

※　この他、道路工事などで夜間及び日曜日・休日に特定建設作業を行う場合は、道路使用許可の写し等が必要です。

⑹ 提出部数 …… ２部（１部は控えとして返却します。）

４　その他

特定建設作業が１日で終了するものは、届出は不要です。

※一つの建設工事で、特定建設作業（1日）を複数回、期間を空けて行う場合は、届出が必要です。

表―１　届出が必要な建設作業

騒音規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が５０mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が１５kw以上のものに限る。）を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が０．４５㎥以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が２００kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が８０Kw以上のものに限る。）を使用する作業 （平成９年10月１日から施行）
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が７０Kw以上のものに限る。）を使用する作業　（平成９年10月１日から施行）
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が４０Kw以上のものに限る。）を使用する作業 （平成９年10月１日から施行）

兵庫県条例に基づく特定建設作業

1	くい打機又はくい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用する作業を除く。）
6	バックホウ、ブルドーザー等の掘削機械を使用する作業（定格出力に係わらず、全てのもの）
7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業

振動規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい抜機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が５０mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が５０mをこえない作業に限る。）

表―２　届出該当作業及び規制基準一覧表

○：届出必要　　―：届出不要

区分	特定建設作業 種類			届出	備考	規制基準 騒音	振動	作業時間	作業日数	
騒音規制法	１ くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	既製ぐい	アースオーガー併用	―	圧入式、ベントナイト工法、セメントミルク工法等は除く。（条例・振動とも届出不要）	８５デシベル以下	――	①の区域 ７時～１９時（10時間以内） ②の区域 ６時～２２時（14時間以内）	連続６日以内	日曜日その他の休日は作業禁止
			直打ち	○						
		場所打ちぐい		―	ベノト工法					
	２ びょう打機を使用する作業	リベッティングハンマー		○	ハイテンションボルトは除く。					
	３ さく岩機を使用する作業	ブレーカ	手持式	○						
			その他	○	アイオン等（油圧式を含む）					
		その他		○	レッグドリル、ドリフタ、ストーパ等					
	４ 空気圧縮機を使用する作業	コンプレッサー・エアーマン　１５Kw以上		○	電動式、さく岩機の動力として使用する作業を除く。					
	５ コンクリートプラントを設けて行う作業 アスファルトプラントを設けて行う作業	混練容量　０．４５㎥以上		○	工事現場又はその付近に当該工事に関連して一時的に設置されるものに限る					
		混練重量　２００Kg以上		○						
	６ ブルドーザー、トラクターショベル、バックホウを使用する作業	ブルドーザー　４０Kw		○	原動機の定格出力が表中の数値（Kw）以上のもの。なお、掘削機械の能力に係わらず、県条例において届出が必要です。					
		トラクターショベル　７０Kw		○						
		バックホウ　８０Kw		○						
兵庫県条例	１ くい打機又はくい抜機を使用する作業	既製ぐい	アースオーガー併用	○	打込みを伴う場合に限る。	８５デシベル以下	――	①の区域 ７時～１９時（10時間以内） ②の区域 ６時～２２時（14時間以内）	同上	同上
			直打ち	―	騒音－１で届出					
		場所打ちぐい		―	ベノト工法					
	６ ブルドーザー、バックホウ等の掘削機械を使用する作業（掘削機械の能力、サイズに係わらず）			○	クラムシェル・バックホウ等					
	７ コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業			○	ニブラ、クラッシャー等					
振動規制法	１ くい打、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	既製ぐい	アースオーガー併用	○	打込みを伴う場合に限る。	――	７５デシベル以下	①の区域 ７時～１９時（10時間以内） ②の区域 ６時～２２時（14時間以内）	同上	同上
			直打ち	○						
		場所打ちぐい		―	ベノト工法					
	２ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			○						
	３ 舗装版破砕機を使用する作業			○	ドロップハンマ車					
	４ ブレーカーを使用する作業　手持式のものを除く。			○	アイオン等（油圧式を含む。）					

（注）　法の基準を超えている場合、騒音・振動の防止の方法、１日の作業時間を４時間以上の規定時間未満の間において短縮させることを勧告又は命令できます。

・①の区域
騒音規制区域の第１種、第２種、第３種、第4種区域（学校、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね８０mの区域内）

・②の区域
上記区域以外の区域で、工業専用地域は原則として除く

・騒音防止区域はおおむね次のとおりである。

第１種区域
- 第１種低層住居専用地域
- 第２種低層住居専用地域

第２種区域
- 第１種中高層住居専用地域
- 第２種中高層住居専用地域
- 第１種住居地域
- 第２種住居地域
- 準住居地域

第３種区域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域

第４種区域
- 工業地域

※　以下の場合については、適用除外される場合があります

① 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合

② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合

④ 道路法による占用許可又は道路交通法による使用許可に条件が付された場合

⑤ 変電所の変更工事で必要な場合